



# 長野県報

2月12日(木)  
平成27年  
(2015年)  
第2648号

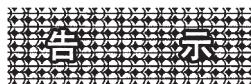
## 目 次

### 告 示

昭和48年長野県告示第8号（不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等を行なう職員の身分を示す証明書）の一部改正（県民協働課消費生活室）	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	3
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

### 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧（農村振興課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課技術管理室）	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（8件）（都市・まちづくり課）	7
一般競争入札（建築住宅課公営住宅室）	8
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	9
一般競争入札（4件）（河川課）	10
一般競争入札（地域福祉課）	14
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	14
一般競争入札（3件）（企業局）	15


**長野県告示第54号**

昭和48年長野県告示第8号（不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等を行なう職員の身分を示す証明書）の一部を次のように改正します。

平成27年2月12日

長野県知事 阿部 守一

裏面を次のように改める。

**不当景品類及び不当表示防止法抜粋**

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 内閣総理大臣は、第6条の規定による命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任等)

第12条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2~10 (略)

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことことができる。

(罰則)

第17条 第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

**不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令抜粋**

(都道府県が処理する事務)

第10条 法第12条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第4条第2項、第6条及び第9条第1項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあっては、法第6条の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。(略)

県民協働課消費生活室

**長野県告示第55号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成27年2月12日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 指定訪問介護)

事業者の名称

事業所の名称

事業所の所在地

登録した年月日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会

中条介護サービスセンター訪問介護  
事業所

長野市中条日高3964-2

平成27年2月1日

介護支援課

**長野県告示第56号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年2月12日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草732の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

約の変更を許可しました。

平成27年2月12日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

**市町村課**

**長野県上田建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年2月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年2月12日

長野県上田建設事務所長 河西 明彦

## 1 道路の種類 国道

## 2 路線名 143号

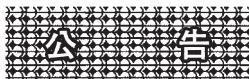
## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市小泉字藤ノ木122番2地先から	旧	m	km
上田市小泉字桜町71番9地先まで		10.6～13.1	0.1670
同上	新	10.6～24.7	0.1670

**道路管理課**

**長野県上伊那地方事務所告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成27年1月23日付けて上伊那広域連合の規

**公告**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年2月12日

長野県知事 阿部 守一

## 1 縦覧に供する農用地配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人南福地ファーム	伊那市富県9328-3	伊那市富県10292ほか210筆
宮下 知夫	伊那市富県9649-1	伊那市富県10220-1 ほか56筆
農事組合法人イーストテラス はいばら	伊那市東春近9456-1	伊那市東春近9055-1 ほか78筆
株式会社フロムシード	伊那市東春近8921	伊那市東春近9065